

齒科保健課

1. 設置主体別歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士教育機関数、入学定員数

【平成20年4月現在】

歯 科 医 師			歯 科 衛 生 士							歯 科 技 工 士						
設 置 主 体	歯科大学 (歯学部)	定 員	設 置 主 体	養 成 施設数	課 程 別					設 置 主 体	養 成 施設数	課 程 別				
					課程数	4年制	3年制	2年制	定員			課程数	4年制	3年制	2年制	定員
(文科省所管)	29	2,657	(厚労省所管)	134	139(5)	0	79(5)	60	7,010(250)	(厚労省所管)	49	52(4)	0	7(4)	45	2,008(162)
国立大学法人	11	625	都 道 府 県	13	13	0	3	10	419	都 道 府 県	5	5	0	0	5	95
都 道 府 県	1	95	社 団 法 人	42	43(1)	0	30(1)	13	2,177(60)	社 団 法 人	21	23(5)	0	5(5)	18	779(162)
学 校 法 人	17	1,937	(うち歯科医師会)	38	39(1)	0	29(1)	10	1,837	(うち歯科医師会)	16	16(3)	0	3(3)	13	374(67)
			医 療 法 人	6	6	0	0	6	372	医 療 法 人	1	1	0	0	2	50
			学 校 法 人	69	73(4)	0	44(4)	29	3,882(190)	学 校 法 人	17	17	0	2	15	905
			財 団 法 人	4	4	0	2	2	160	財 団 法 人	5	5	0	0	5	179
			(文科省所管)	28	28	5	18	5	1,622	(文科省所管)	11	11(1)	1	1(1)	9	445(35)
			国立大学法人	4	4	4	0	0	82	国立大学法人	4	4	1	0	3	80
			(うち大学)	4	4	4	0	0	82	(うち大学)	1	1	1	0	0	20
			都 道 府 県	4	4	1	1	2	150	都 道 府 県	0	0	0	0	0	0
			(うち短期大学)	3	3	0	1	2	120	(うち短期大学)	0	0	0	0	0	0
			学 校 法 人	20	20	0	17	3	1,390	学 校 法 人	7	7(1)	0	1(1)	6	365(35)
			(うち短期大学)	12	12	0	11	1	1,030	(うち短期大学)	2	2	0	0	2	150
計	29	2,657	計	162	167	5	97	65	8,622(250)	計	60	63(5)	1	8(5)	54	2,453(197)

※():夜間・内数



2. 国外で作成された補てつ物等の取り扱いについて

平成 17 年 9 月 8 日
医政歯発第 0908001 号

各都道府県衛生主管部（局）長

厚生労働省医政局歯科保健課長



国外で作成された補てつ物等の取り扱いについて

歯科医療の用に供する補てつ物等については、通常、患者を直接診療している病院又は診療所内において歯科医師又は歯科技工士（以下「有資格者」という。）が作成するか、病院又は診療所の歯科医師から委託を受けた歯科技工所において、歯科医師から交付された指示書に基づき有資格者が作成しているところであり、厚生労働省では、「歯科技工所の構造設備基準及び歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針について」（平成 17 年 3 月 18 日付け医政発第 0318003 号厚生労働省医政局長通知）において、歯科技工所として遵守すべき基準等を示し、歯科補てつ物等の質の確保に取り組んでいるところです。

しかしながら、近年、インターネットの普及等に伴い、国外で作成された補てつ物等を病院又は診療所の歯科医師が輸入（輸入手続きは歯科医師自らが行う場合と個人輸入代行業者に委託する場合があります。）し、患者に供する事例が散見されています。

歯科技工については、患者を治療する歯科医師の責任の下、安全性等に十分配慮したうえで実施されるものですが、国外で作成された補てつ物等については、使用されている歯科材料の性状等が必ずしも明確でなく、また、我が国の有資格者による作成ではないことが考えられることから、補てつ物等の品質の確保の観点から、別添のような取り扱いとしますので、よろしく御了知願います。

別 添

歯科疾患の治療等のために行われる歯科医療は、患者に適切な説明をした上で、歯科医師の素養に基づく高度かつ専門的な判断により適切に実施されることが原則である。

歯科医師がその歯科医学的判断及び技術によりどのような歯科医療行為を行うかについては、医療法(昭和23年法律205号)第1条の2及び第1条の4に基づき、患者の意思や心身の状態、現在得られている歯科医学的知見等も踏まえつつ、個々の事例に即して適切に判断されるべきものであるが、国外で作成された補てつ物等を病院又は診療所の歯科医師が輸入し、患者に供する場合は、患者に対して特に以下の点についての十分な情報提供を行い、患者の理解と同意を得るとともに、良質かつ適切な歯科医療を行うよう努めること。

- 1) 当該補てつ物等の設計
- 2) 当該補てつ物等の作成方法
- 3) 使用材料(原材料等)
- 4) 使用材料の安全性に関する情報
- 5) 当該補てつ物等の科学的知見に基づく有効性及び安全性に関する情報
- 6) 当該補てつ物等の国内外での使用実績等
- 7) その他、患者に対し必要な情報

3. 歯科医師臨床研修の現状

(1) 歯科医師臨床研修施設数(施設)(各年度4月1日現在)

		H20	H19	H18
大学病院(歯)		31	31	32
大学病院(医)		66	65	65
その他 病院	単独型臨床研修施設	97	94	92
	管理型臨床研修施設	13	11	10
	単独・管理型臨床研修施設	2	2	1
	協力型臨床研修施設	104	102	89
歯科 診療所	単独型臨床研修施設	11	8	5
	管理型臨床研修施設	4	1	0
	単独・管理型臨床研修施設	3	3	4
	協力型臨床研修施設	1,463	1,311	1,166
合計		1,794	1,628	1,464

注) 大学病院(歯)とは歯学を履修する課程を置く大学に付属する病院
 大学病院(医)とは医学を履修する課程を置く大学に付属する病院
 協力型臨床研修施設数には単独型又は管理型臨床研修施設の指定を受けているものは含まない
 各年度4月1日現在

(2) 研修歯科医の募集数(人)

	H20	H19	H18	H17	H16	H15
大学病院(歯)	3,032	3,147	3,256	1,878	1,810	1,731
大学病院(医)	317	322	328	276	289	285
指定施設	354	269	252	98	86	76
合計	3,703	3,738	3,836	2,252	2,185	2,092

(3) 歯科医師国家試験合格者数の年次推移(人)

	H20	H19	H18	H17	H16	H15
合格者数	2,269	2,375	2,673	2,493	2,197	2,932

(4) 充足率(募集数/合格者数)(%)

	H20	H19	H18	H17	H16	H15
充足率	163.2	157.4	143.5	90.3	99.5	71.4

4. 歯科医師臨床研修マッチングの結果

(1) 歯科医師臨床研修マッチングプログラム(歯科マッチング)の概要

- 研修希望者と研修プログラムとの組み合わせの決定(コンピュータマッチング)
- コンピュータマッチング前後の参加者支援事業

(2) 歯科マッチングの実施体制

- 実施主体は歯科医師臨床研修マッチング協議会((社)日本歯科医師会、(財)歯科医療研修振興財団、(社)日本私立歯科大学協会、国立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議)
- ホームページを通じて希望順位表の登録等を行う。(URL:<http://www.drmp.jp>)

(3) 歯科マッチングへの参加の状況

- 参加者数:3,960名
- 参加施設数:213施設(募集定員:3,612名、研修プログラム数:285プログラム)

(4) 歯科マッチングの結果の概要

- 参加者のうち希望順位を登録した参加者3,857名のうち3,369名について組み合わせが決まった(マッチ率:87.3%)
- 組み合わせの決まらなかった参加者(アンマッチ者)488名については、歯科医師臨床研修プログラム検索サイト(URL:<http://www.d-reisjp.org>)の空席情報等を利用して個別に研修先と交渉

表1 歯科医師臨床研修マッチングの結果

	平成20年度					平成19年度				
	(注1) 歯科大学病院		(注2) その他の施設		合計	(注1) 歯科大学病院		(注2) その他の施設		合計
参加施設数	33	15.5%	180	84.5%		213	33	16.2%	171	
研修プログラム数	86	30.2%	199	69.8%	285	83	30.5%	189	69.5%	272
募集定員	3,118	86.3%	494	13.7%	3,612	3,193	86.8%	485	13.2%	3,678
マッチ者数	2,954	87.7%	415	12.3%	3,369	2,947	87.9%	407	12.1%	3,354
空席数	164	67.5%	79	32.5%	243	246	75.9%	78	24.1%	324
第1位希望者数	3,179	82.4%	678	17.6%	3,857	2,995	82.2%	649	17.8%	3,644

(注1) 単独型又は管理型相当の歯科大学・歯学部附属病院が管理している研修プログラムについて集計したもの。

(注2) 歯科大学病院以外の単独型又は管理型の施設が管理している研修プログラムについて集計したもの。

表2 都道府県別にみた歯科マッチングの結果

都道府県名	平成20年度				平成19年度			
	プログラム数	募集定員	マッチ者数	マッチ率	プログラム数	募集定員	マッチ者数	マッチ率
北海道	18	209	192	92%	18	206	167	81%
青森県	3	7	7	100%	3	7	7	100%
岩手県	1	90	90	100%	1	90	83	92%
宮城県	3	62	62	100%	2	64	64	100%
秋田県	1	5	5	100%	1	5	2	40%
山形県	1	5	5	100%	2	10	6	60%
福島県	8	107	97	91%	8	107	101	94%
茨城県	1	2	2	100%	1	2	2	100%
栃木県	3	8	7	88%	3	8	8	100%
群馬県	3	10	10	100%	2	9	9	100%
埼玉県	9	160	158	99%	8	160	157	98%
千葉県	15	312	294	94%	13	330	317	96%
東京都	38	547	540	99%	35	562	527	94%
神奈川県	15	318	318	100%	15	338	314	93%
新潟県	4	165	124	75%	4	165	140	85%
富山県	2	5	5	100%	2	5	4	80%
石川県	3	13	12	92%	3	12	10	83%
福井県	3	6	3	50%	3	6	2	33%
山梨県	2	6	3	50%	2	4	4	100%
長野県	5	175	137	78%	5	175	130	74%
岐阜県	7	157	153	97%	6	160	149	93%
静岡県	3	9	9	100%	4	8	5	63%
愛知県	27	185	177	96%	25	179	172	96%
三重県	2	11	7	64%	2	11	11	100%
滋賀県	4	9	9	100%	4	9	9	100%
京都府	8	23	19	83%	7	23	23	100%
大阪府	12	243	243	100%	13	254	252	99%
兵庫県	12	27	26	96%	14	38	25	66%
奈良県	1	8	5	63%	1	8	8	100%
和歌山県	3	5	5	100%	3	8	3	38%
鳥取県	2	5	4	80%	2	6	6	100%
島根県	2	10	8	80%	2	8	8	100%
岡山県	8	67	66	99%	7	66	65	98%
広島県	11	79	76	96%	7	75	66	88%
山口県	1	6	6	100%	1	6	6	100%
徳島県	3	58	58	100%	3	58	52	90%
香川県	3	6	3	50%	3	7	6	86%
愛媛県	2	10	5	50%	2	10	6	60%
高知県	5	10	5	50%	4	9	7	78%
福岡県	14	318	303	95%	14	313	284	91%
佐賀県	1	5	4	80%	1	5	5	100%
長崎県	2	57	38	67%	2	60	54	90%
熊本県	5	14	11	79%	5	14	12	86%
大分県	3	5	5	100%	3	5	5	100%
宮崎県	1	8	7	88%	1	8	8	100%
鹿児島県	4	57	38	67%	4	57	45	79%
沖縄県	1	8	8	100%	1	8	8	100%
計	285	3,612	3,369	93%	272	3,678	3,354	91%

5. 歯科医師臨床研修関係経費について

平成 20 年度予算額 → 平成 21 年度予算案額

○ 歯科医師臨床研修費 2,859百万円 → 3,123百万円

歯科医師臨床研修は、良質かつ適正な医療の提供に向けた改革の基礎として歯科医師の資質向上に不可欠なものであり、新制度の円滑な実施を図るため、研修を実施する施設に必要な経費を補助する。

具体的には

- ① 指導歯科医等の確保経費
- ② 研修プログラムの企画立案・管理経費
- ③ 研修歯科医受け入れのための環境整備

などについて必要な経費を臨床研修施設に補助するものである。

・歯科医師臨床研修支援(新規) 268百万円

臨床研修を効果的かつ効率的に実施するため、既卒者に対する技術修練や進路相談等の支援を行う。

○ プログラム責任者講習会費 4百万円 → 4百万円

新歯科医師臨床研修制度においては、臨床研修施設に「プログラム責任者を適切に配置していること。」と歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令に規定されている。

プログラム責任者は、研修プログラムを企画立案・管理し、研修期間全般にわたって、研修プログラムが適切に遂行されるよう指導歯科医に指導・助言し、研修歯科医の研修の進捗及び評価に対して責任を持つ歯科医師である。

現在、プログラム責任者として十分な資質のある歯科医師は少ないことから、歯科医師臨床研修を充実し、その必要数を確保するために、プログラム責任者講習会開催に必要な経費を補助するものである。

○ 歯科医師臨床研修指導医一般講習会費 3百万円 → 3百万円

新歯科医師臨床研修制度においては指導歯科医になるために歯科医師臨床研修指導医講習会の受講が必須となる。また、歯科医師臨床研修を効果的かつ効率的に行うためには、指導歯科医の資質に担うところが大きく、その指導能力の向上を図ることが重要であるから、指導歯科医に対する教育指導、教育技法及び教育評価等に関する講習会の実施にかかる経費を補助するものである。

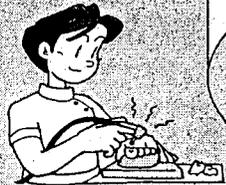
歯科医師臨床研修支援事業

歯科医師臨床研修施設



歯科大学・歯学部附属病院

- ・実技修練
- ・進路相談 等



進路変更

- ・歯科医師としての資質確保のための体制整備
- 一定期間の技術修練の実施
- 進路変更を促すセミナー等の啓発

平成22年試験より
合格基準引き上げ

合格

不合格×n回

- ・約1,000人超 (H22.4現在)
- ・増加傾向

歯科医師国家試験

(卒業判定)
受験

歯科大学・歯学部